平成２６年（フ）第１８号
和歌山県御坊市湯川町小松原406番地７
債務者　船本　美紀（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満30番地
雇用促進住宅２―306
債務者　清水　英明
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第７２４号
広島市安芸区船越３丁目13番５号
債務者　岩田　隆司
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
香川県善通寺市吉原町1555番地１
債務者　阿部　光彦
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第６２号
香川県坂出市林田町659番地１
債務者　谷　　昌尚
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１８８号
福岡県久留米市野中町69番地１　コーポ薫102号、前住所福岡県うきは市浮羽町東隈上570番地12
債務者　森山　浩司
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２６号
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地　鳥栖南部団地県営212
債務者　柴田　重喜
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
佐賀県伊万里市立花町3237番地１、住民票上の住所佐賀県伊万里市波多津町辻499番地55
債務者　平松　静香
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目14番34―43号
債務者　平島　敏雄
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市新生町24番５号　サニーハイツ203号
債務者　下野　睦男
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
長野県安曇野市穂高8623番地１　フルーヴ穂高101
債務者　浦中　雅則
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９７号
三重県名張市つつじが丘北５番町269番地11、前住所三重県名張市富貴ケ丘１番町60番地
債務者　白川　幸男
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１５４号
三重県三重郡菰野町大字菰野2548番地
債務者　青山喜久生
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
三重県四日市市大字西阿倉川953番地３
債務者　井髙ゆかり
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
三重県員弁郡東員町大字南大社851番地２
債務者　仲間　幸代
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９８９号
京都府久世郡久御山町佐山双栗53番地２　ラポート双栗602号
債務者　小梅　英雄
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９７号
京都市北区紫野北舟岡町７番地２
債務者　平林　美彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係